

上伊那地方における林野利用の史的研究

その2 手良沢山をめぐる「内山」争い

川 村 誠

Historical Studies on Forest Utilization in Kamiina District (2)

——“Uchiyama” Disputes around Tera-Sawayama——

Makoto KAWAMURA

目 次

はじめに……………	97	第4章 穴ヶ沢(あなが沢)山論……………	108
第1章 幕府領としての手良郷……………	98	おわりに……………	113
第2章 手良郷における林野所持の実態……………	100	Résumé……………	113
第3章 荒倉(あらくら)山論……………	103		

要 旨

幕藩体制下の手良郷は、幕府領の樽木成村であったが、用材林はなく、田畑の肥料源としての林野利用を中心にしてきた。林野所持の形態は、6カ村入会地の他に、持分化した「内山」があった。この持分化は、持主による優先的な利用と林野の売渡しや質人を認めるものではあったが、必ずしも排他的な利用ではなく、夏以後、秣草などの人会的な利用を許してきた。手良郷では、持分化された林野への入会の権利をめぐる様々な論争が展開される。

はじめに

延宝年間の御裁許・御墨引により沢山の6カ村入会の境界と入会利用の内容が確定し、「山元」・「入方」関係が確立した。¹⁾「山元」3カ村として登場する野口村、中坪村および下寺村は、同じ山論文書に登場する八ッ手村と共に、手良郷(又は単に「手良」)と呼ばれて来た。林野利用に関する「山元」3カ村というまとまりは、あくまで「入方」3カ村と対峙する沢山6カ村入会地に関して見られるものであり、6カ村入会地に続く村地内の林野利用に関しては鋭い対立が生じ、山論を重ねている。

本報告では、まず最初に、手良郷の幕藩体制の下における幕府領としての位置付けを試み、次いで、各種の文書中に見られる手良郷の林野所持の形態を、野口村と八ッ手村を例に明らかにしてみたい。さらに、御墨引で確定した6カ村入会地の外にある、村の「内山」に目を向け、「内山」に関する争論を追ってみたい。紹介する山論は、荒倉山論と穴ヶ沢山論である。前者は、「山元」3カ村内での沢山御裁許の解釈と「内山」利用をめぐる争いであり、入会の権利そのものの存否を争っている。後者は、永代譲りに出された個人持山の請戻し山論に、「山元」と「里方」との関係がからんだものである。

注1) 弾塚邦武, 入会澤山の山論と其後, 伊那路, VoL. 7, No. 6, 1963.

拙稿, 上伊那地方における林野利用の史的研究その1, 手良沢山山論の展開, 京都大学演習林報告47号, 1975, 12.

なお, この手良沢山山論については既に, 伊那市福島の弾塚邦武氏が書いておられること, 前報告において, 不覚にも見のがしていたことを, ここでお詫びしておきたい。

第1章 幕府領としての手良郷

いわゆる「太閤検地」が行なわれた天正19年(1590年)前後には、野口、中坪、下寺の3カ村構成で、一括して毛利秀頼の支配の下、箕輪領に含まれていた。¹⁾関ヶ原の戦いの翌年、慶長6年(1601年)には、下寺村から、ハッ手村が分けられ、下寺村は、当時の飯田城主小笠原秀政の知行所となる。一方、野口村、中坪村およびハッ手村は、徳川家康の蔵入地となり、手良郷は、藩領(私領)と幕府領(「御料」)に支配が分れる。²⁾

「古代領主并御樽木の事」

一、慶長六丑年、野口村、中坪村二カ村ニ成ル、下寺村、八手村二カ村ニ成ル、下寺村ハ小笠原兵部少輔知行ニ成ル、野口村、中坪村、八手村、駿河大納言家康卿御料地ニ成ル、右三カ村樽木成村ニ被仰付、御代々御樽木村也。

慶長六年々

駿河大納言様御名代 市川主計 朝日受永

右兩人ニテ御勤被遊候。

下寺村は、その後、藩領→幕府直轄領(代官所支配地)→幕府旗本領と変遷を重ねるが、野口、中坪、ハッ手3カ村は、幕府直轄地として幕末まで続いた。慶長8年(1603年)以後は、朝日受永の跡を引継ぎ、千村平右衛門が蔵入地を支配している。³⁾

徳川家康が、伊那郡の中に蔵入地を設けたのは、木材供給地としての価値によるものと考えられるが、野口、中坪、ハッ手3カ村の場合、「樽木成村」の意味は、故平沢清人氏らが指摘するように、⁴⁾年貢を樽木で支払うという木年貢ではなく、また、小物成として樽木を出すということでもなく、実際には、米高を樽木高に換算し、さらに、金高に換算して納めるものであった。⁵⁾(野口村の場合、元和7年(1621年)には、すでに金納であったことが知られている。)⁶⁾

寛永18年(1641年)に千村平右衛門が幕府勘定方へ差出した文書において、手良3カ村は「三輪三カ村」として、「此村天流川はたろ壺里山方ニ有之在所、南ハ鳥居主膳知行所、西ハ壺里四方の芝原、是ハ鳥居主膳領分、北ハ脇坂淡路知行天流川切り、東ハ薪山、柰、木も少御座候、此山諏訪郡への山つづき也、右三カ所ハ村つづきニて御座候間、郷帳ニハ如此三カ村之石高一くくりニ仕上申候、米成之村ニて御座候へ共樽木ヲ調御勘定伝候」と説明されており、「薪山」や「柰」以外の木材については、記述がなく、⁷⁾当時から既に用材供給地としての役割は期待されていないことがわかる。それに対し、大河原村、鹿塩村は、「此村絵図ニ記如申候、ひの木、さわら木山、同柰の木も有之在所ニて御座候、此村切畑計ニて、先年々御年貢ニハ御樽木を以納来り候、里方の御蔵入在々百姓中迄此山へ入御樽木取、面々の御年貢ニ指上申候、御樽木之儀ハ不及申ニ、下伊奈御蔵入へ被仰付候御材木も出で申山ニて御座候」とあって、明らかに、用材供給地としての下伊那山村地域の説明がなされている。

正保2年(1645年)の「信笏伊奈郡青表紙高御料私領支配知行附」においても、野口村に「松木林有」、とある以外、2カ村は「御用木なし」となっており、鹿塩村や大河原村は「松・榎・樺・樺」を記し「御樽木、御用木出テ申村也」と記されている。⁸⁾

文化文政年間に記述されている「小川実記」の中の「御年貢方の次第」によると、千村領は下

伊那の遠山郷など森林の豊かな山村地域を中心とした「山方6ヶ村」(下6ヶ村)と、上伊那郡の天竜川河岸段丘上の「里方5ヶ村」(上5ヶ村)に分けられている。

一、加々須村、小川村、南山村、鹿塩村、大川原村、清内路村

右六ヶ村、御樽木割納村にて下六ヶ村と云、御樽山は鹿塩・大川原・遠山・清内路・漆平野山
右山の地元村は不及中外五ヶ村何れの山へ成共其年に遂相談人込割取来り候

一、上穂村、小野村、手良村、野口村、八っ手村、中坪村

右五ヶ村は御樽木買納村にて上六ヶ村と云、下六ヶ村は山元村にて夫食少く依上五ヶ村より夫食米請
取其米代に御樽木遣し上六ヶ村御年貢上納す、依之御公儀は下六ヶ村同様に御樽木成村と相立罷有
候¹¹⁾

手良郷のうち、下寺村の場合も、旗本領になる中で、樽木成になったが、用材材はなく、上記の正保2年の記述では「柴山有り」とだけ記されている¹²⁾。

このように、手良郷は、幕府の用材生産地帯の中で位置付けられているにもかかわらず実際には、田畑を中心とした。“里仕事”の地域である。その林野利用は、苧敷と夏草を中心にした農業的な利用が最も重要であり、林野とは“御田地養第一之秣稼山”という言葉が適合する地域であった。

注1) (新編)信濃史料叢書第11巻、所収。

- 2) 上伊那郡誌編纂会、上伊那誌・歴史篇、1965、10、p. 688、名和慶喜氏蔵文書(伊那市手良地区野口)。
- 3) 手良沢山論の延宝の裁許の時、下寺村は、「返答書」にあるように天羽七右衛門なる代官による幕府領の時代であった。
- 4) 平沢清人編著、近世伊那資料、第16巻、17巻、小川実記・樽木資料、1957、9、1958、4。
同上、伊那の「樽木成村」考、徳川林政史研究所紀要、昭和43年度。
同上、「樽木成村」の成立のことなど、伊那路、VoL. 8, No. 11, 1964。
同上、樽木成村の年貢、伊那路、VoL. 10, No. 11, 1966。
上伊那誌編纂会、上伊那誌・歴史篇、1965、10、pp. 780~792。

5) 亥ノ卯迄五カ年定免并検見取

子年御年貢御勘定目録

一、御取米貳百四拾四石九斗壹合 野口村

此中御樽木四万八百拾七挺

此代金百拾六兩貳分永百貳拾文

一、米五斗三升九合九勺

此代永百五拾文

一、米壹石七斗九升九合七勺

此代金貳分

一、金貳兩永貳百四拾九文六分七厘

一、永八拾貳文九分

一、金壹兩永百九拾四文

一、米七石四斗壹升七合貳勺

一、永三拾八文三文壹厘

但シ樽木壹挺ニ付米六合宛

金壹兩ニ付樽木三百五拾挺替

御伝馬宿入用

但シ金壹兩ニ付樽木六百挺替

高百石ニ付六斗宛

六尺詰入用

但シ右同断

高百六石ニ付貳斗宛

御蔵前入用

但シ高百石ニ付金壹兩分

山林永

山永

口米

但シ取米壹石ニ付三升宛

口永

但シ永壹貫文ニ付三拾文宛

納合 米七石四斗壹升七合貳勺

金百貳拾兩三分永八拾四文八分八厘

右者去子年御年貢御樽木代金并高掛小物成金共書面之通御勘定仕上申候若相違之儀御座候ハ何時成共仕置差上可申候以上

文化二丑年六月

野口村

名主 三五郎 ㊤
 同断 庄藏 ㊤
 組頭 民藏 ㊤
 同断 清五郎 ㊤
 百姓代 久藏 ㊤

飯田 御役所

- 6) 上伊那誌, 歴史篇, p. 783.
 7) 大久保家所蔵千村文書: 「信州下伊奈御蔵人之内書上ケ」, 信濃史料28巻, pp. 119~120, なお, 引用文は変体カナを一部改めた。
 千村文書は現在, 大久保家の寄附により, 上伊那関係は上伊那教育会が下伊那関係は下伊那教育会が所蔵している。上伊那分は現在, 上伊那郷土館にあり, 「大久保文書」と呼ぶ。上伊那郷土館所蔵の文書については目録が作られており, 以下, 大久保文書の()内は, その目録番号である。
 8) ただし, 「里方五カ村」の中でも, 上穂村は, 前述の千村代官の書上書(注7)によると, 「西山ハもミの木多山ニ御座候, ひの木も少御座候へとも, 是ハ鳥居主膳領分之山と人相ニて御座候」とあり, 元文三年頃には, 「御林」が設定されている*。
 * 平沢清人, 近世入会慣行の成立と展開, 1967, 2, pp. 264~265.
 9) 平沢清人, 前掲書, 近世伊那資料, 第6巻。
 10) 平沢清人編著, 近世伊那資料, 第16巻。
 11) この文書にあるような山方6カ村への飯米供給地としての里方5カ村の位置付けを裏付けるに十分な資料には未だ接することができない。
 12) 元禄12年(1699年), 箕輪領の松島村, 木下村, 久保村, 三日町村, 下寺村が, 藩領から幕府領へ変わった時, 代官所へ出した文書には, 「先年小笠原兵部少輔様信州箕輪領御知行之節, 廿八カ村江御樽木被仰付例年指上, 其後脇坂淡路守様御代ニ相成樽木伐尽申ニ付, 御訴訟申上五拾八年以前代米被仰付上納仕候御事」とあり, 引継き「御樽代米御赦免被下候」を願ひ出ている。上伊那郡誌, 歴史篇, p. 774。

第2章 手良郷における林野所持の実態

延宝元年の6カ村入会の御裁許から2年後, 延宝3年(1675年)中坪村は, 村役人以下連名で, 野口村を相手に千村代官所へ訴訟に及んだ。¹⁾ 争論の直接の発端は, 野口村の善五郎が野口村地内の大明神原に新しく林を立てた場所へ, 中坪村の彦左衛門とその下人2人が朝草を刈りに行き, 善五郎らに留められたことによる。訴は主として2点あり, 第1に, 善五郎のように最近, 野口村の者が新林を立てるので, 草場の少ない中坪村が困ること, 第2に, 野口村は, 刈敷山を, 福島野底, 上牧へ山手を取って出しているが, 「中坪村之者地付之山無御座候故」, 中坪村へも「預け候得と」要求している。これに対し, 野口村は,²⁾ 第1の点について, 「新林之儀者中坪村ニ茂拾年式拾年或ハ五年三年去年迄茂立来り申候林多々御座候得共かり敷山と申ハ面々之自由ニ而金子ニ売り申候とも年切に米ニ預ケ申候とも林ニ立申候共山主之自由ニ罷成例ニ而御座候ニ付野口村茂古来より少宛請手次第ニ林立置申候」と返答し, 第2の点は, 「龍之沢」をはじめ, かなり中坪へも「預ケ申候」と答えている。

また, 野口村からの口上書を見ると,³⁾ 中坪村は野口村の新林を立てた所は「たたか里」(=荻敷)が20駄程も取れる所だと言うのに対して, 「中坪村新林之儀たたか里七八百駄余茂荻可申処林ニ立置申候へハ内山^{註(カ)}□リ野山之山口より前ニ大分ニかり取申候へハ野口村之めいわくに罷成候此儀者古来之通り山口明ケ不申内ハ通し申間鋪候」と主張している。

この争論は, 延宝5年(1677年)に代官所が村方へ次のように申し渡して一件落着している。

4)
 覚

- 一、大明神原 地主 善五郎
 一、いたと里 同 同人

一、せの久保 同 同人

一、瓜りが洞 同 同人

右四ヶ所野口村の山に相極り候へ共前々方たばかりの以後は中坪村と入会木草刈取百姓申分無之候処前々四五年以来右地主地林ニ相立候ニ付中坪村の百姓迷惑仕候訴状指上申ニ付右両村之者共飯田へ召^{出シ(カ)}百姓姓申分聞其ノ上去秋浅野亦右衛門、野間治左衛門右之論所ヲ檢分致シ候処に入会には無之様に申候然者前々通りたばかりの後入会に仕木草刈取り可申候然共右四ヶ所の内大明原之儀は先年方林ニ相見へ候へば其通に立置可く双方自今以後新林立申可為堅無用者也

延宝五巳年三月廿七日

水野源兵衛 ㊤

吉田丹右衛門 ㊤

篠原茂助 ㊤

福田五郎右衛門 ㊤

野口村中坪村庄屋組頭惣百姓代中

この争論から分かることは、手良郷には「地付菟敷山⁵⁾」があり、地付入会のかたちをとっていることである。すなわち、上記の文書から言えば、その山は、持主がきまっており、連作の水田にもっとも必要な菟敷は、持主が刈り、その後、夏草以後は、入会となるのである。また、持主にとっては、売買が可能な山であり、年季で貸してもよい山とされている。

以上のような、内山の林野利用は、その後も続いたものと考えられる。安永2年(1773年)の野口村明細帳には次のように記述されている。

野口村明細帳抜書⁷⁾

- 一、百姓持林御座候得共松木雑木ニテ大木無御座候
- 一、草刈場之儀沢山下申山ノ入口ニ銘々持分有之菟敷之儀ハ右持分之者刈取申候夏草稗等ハ中坪村当村ニケ村ニ而入会刈取申候右沢山之内よきとき、藁ケ尾と申所ヨリ奥江ハ御料中坪村并ニ飯島御代官所御支配下寺村福島村高遠内藤鉄之進様御知行所上牧村野底村当村共ニ六ヶ村入会薪等伐取申候但夏草之義者当村中坪村下手良村三ヶ村入会菟申候
- 一、右百姓持山持林見積反別拾六町九反歩程之分去ル丑年方三百九拾八町歩程之分去ル巳年方山林永上納仕候⁸⁾

また、文化元年(1804年)に野口村村役庄蔵が記した覚書には、「持山」「持林」および「村持山」という表現で、林野が区別されている。

野口村持林惣持山并ニ山林永覚⁹⁾
是沢山也

- 一、持山
此反別拾貳町三反歩程 但シ菟敷山也
此山永三拾六文九分
- 一、持林 但シ古林也
此反別四町六反歩程
此林永四拾六文
- 一、村持山
此反別三百九拾八町程
此山永金壹兩ト永百拾四文

八ッ手村の場合、安政4年(1857年)の八ッ手村名主の書付けは、幕末時点ではあるが八ッ手村の林野の所持形態をよく示している。

小物成之内山林¹⁰⁾

- 一、百姓持山七ヶ所
 此反別貳町八反五畝歩
 此訳
 むろこ沢ノ入
 一、壹町歩 村中入会
 同所南ノ入
 一、壹町歩 同 断
 同所
 一、五畝歩 百姓銘々持山
 一、貳反歩 同 断
 大洞
 一、三反歩 同 断
 大木洞
 一、壹反歩 同 断
 とちかほら
 一、壹反歩 同 断
 一、百姓持林
 此反別四反歩
 此訳
 新田つる称
 一、貳反歩 百姓銘々持林
 六ッ塚
 一、壹反歩 同 断
 松尾
 一、壹反歩 同 断
 一、持山持林反別合三町貳反歩

また、同じ文書中にある「明細帳」によれば、上記以外、長岡村地元の数カ村入会地へ山手を出して入会っている。

- 一、当村薪山之儀松平丹波守様御預所長岡村へ入会山手永ハ拾七文四歩宛年々長岡村へ上納仕来り申候
 敷夏草共福与村と右山へ入会来候

さらに、持分化している苧敷山については、「地附山」として、各持分者である地主が刈ることを記している。

- 一、百姓持分苧敷山之儀地附山ニ而地主苧取来り申候

次に、山永について触れておきたい。延享2年(1745年)2月に幕府勘定所は、幕府領に対し山改めの御触を出し、その中で、山永の吟味にも言及¹¹⁾している。この年、千村平右衛門は支配地の巡廻を行なっており、野口村方より指出した文書には、林野の關係は次のように書かれている。¹²⁾

- 一、御林一切無御座候
 一、草刈場所御座候得共御料私領入会ニ而御座候勿論持林之内ニ而茂草刈申儀御座候得者分テ芝地野山与申場所者御座無候
 一、百姓持林之義大積五反歩余御座候得共松木小木ニ而薪之外一切用立不申候

ハッ手村も同様の文書を出しているが、¹³⁾「百姓持林」として「大積り式反歩」を記している。この延享の場合、山手には一切触れられていない。山永が上納されるのは、宝暦年間からとみられる。宝暦7年(1757年)4月に勘定奉行より山永吟味の「覚」¹⁴⁾が出されている。

宝暦7年8月に野口村より次のような山永の請書が出されており、幕府の山永吟味に合わせ、千村領でも、厳しく賦課されたものと考えられる。

差上申御請一礼¹⁵⁾

一、百姓持山 八ヶ所
 此草山永三十六文九分

一、百姓持林 拾六ヶ所
 此林永四十六文

右ハ此度百姓持山并持林御吟味之上山手永被仰付困窮之村方甚難儀仕候ニ付御免被下置候様ニ奉願候得共厳敷被仰渡候ニ付御減シ御願申上候得共是似御聞濟不被下置無是非奉畏候然上ハ書面之山手永丑年5年々急度上納可仕候右為御請一礼差上申所仍面如件

信州伊那郡野口村

宝暦七年丑八月

名主 三五郎 ㊤
同村組頭 治 助 ㊤
惣百姓代 清右衛門 ㊤

しかし、ここには、安永の野口村明細帳に記されていたように、沢山三百九拾八町歩の記載がない。これは、後述する宝暦8年に始まる下寺村との山論過程でその欠落を指摘され、代官所への言い訳文書を出し、宝暦11年からは、上納している。

- 注 1) 「乍恐御訴訟申上候御事」大久保之書(4-10-1)
 2) 「乍恐返答書を以申上候御事」大久保文書(4-10-2)
 3) 「口上書を以申上御事」大久保文書(3-10-2)
 4) 三沢久男氏(伊那市手良地区中坪)筆写文書。
 5) 「地付入会」については、古島敏雄、信州伊那地方に於ける地付入会について、日本農業経済研究上、1948,1, 所収や、平沢清人、近世入会慣行の成立と展開、がある。
 6) 「預ヶ」については、その内容は不明であるが、質地として出すのではなく、いわば、貸地として、年季で出すことを言ったのではないかと考えている。
 7) 荒井家文書(伊那市手良地区下寺)字沢山民有地置据願ニ付、証蹟書類写、第7号。
 8) この「去ル丑年」は宝暦7年(1757年)、また、「去ル巳年」は宝暦11年(1761年)のこと。(後述)
 9) 蟹沢家文書(伊那市手良地区野口)
 10) 登内家文書(伊那市手良地区ハッ手)
 11) 日本林制史資料、幕府領法令篇、pp. 159~160。
 12) 「野口村名主組頭外土地之様子能存候者御案内仕明細掛御目差上候書付」大久保文書(4-19-2)
 13) 大久保文書(2-19-2)
 14) 日本林制史資料、幕府法令篇、pp. 165。
 15) 大久保文書(3-21-6)

第3章 荒倉(あらくら)山論¹⁾

宝暦8年(1758年)6月、下寺村の者が野口地内の「あらくら」で稜を刈っていたところへ、野口村と中坪村の者が出て争論になり、その際、口論中、下寺村の一人が打倒され、また、鎌や刈草を運ぶ馬鞍が差押えられ、これが発端となって以後、江戸出訴を含み、宝暦12年(1762年)まで続いた。下寺村は、「あらくら」での争論の翌日ただちに、野口村支配の千村平右衛門の代官所のある飯田荒町陣屋へ訴えに出て、代官所(=「御役所」)で吟味が続くが、下寺村は埒明か

ずと見て、江戸評定所（＝「御奉行所」）へ出訴に及んだ。今、当時の勘定奉行菅浪下野守の裏判のある訴状と、それに対応して野口村が出した返答書を見ることができる。

乍恐以書付御訴訟奉申上候²⁾

訴訟人（記名略）

及狼籍入会稼山差障之出入

相手方（記名略）

乍恐下手良村名主組頭百姓代申上候当村高五百八拾四石余有之御田地養第一之秣稼山与申者外決而無御座野口村分惣名沢山ふかく右境者南下手良村地先八幡境内引廻り東つる祢引続夫瀧之沢流引下シ右境内下手良中坪地元之野口村共無差別元来一村同前ニ付相互ニ地面江入会秣薪諸色右山内ニ而往古ノ取来其後延宝元丑年里方福嶋野底上牧三ヶ村右沢山内私共并不残可入会旨ニ付野口下手良中坪三ヶ村ノ相手取御公儀様江及出訴御吟味申沢山之内新境相定候内斗に右里三ヶ村入会也候答相對仕候趣申上候処其通を以境御墨引相定三ヶ村ハ勿論与御裁許被成下後無差別山内不残入来候猶又元禄拾四巳年野口中坪下手良三ヶ村争論仕候処御吟味之上右御裁許通相守右三ヶ村同様竹木夏草諸色如先規之可苟取旨被仰付御評定所江御請書差上候然処当六月廿七日私共村方ノ常之通秣取候道筋江野口中坪両村書面之者頭取大勢引連齋口山刀棒を以理不^レニ右苧草切崩シ打擲仕剩強勢荷鞍抜口鎌拾方余被奪取漸命危程ニ付遁去候所当村音右衛門与申者右治左衛門伴右衛門茂左衛門三人ニ而打倒シニ付野口村江預置御檢使請候上ニ而引取申候前書兩度迄御公儀様被仰付有之候通三ヶ村与同様之所野口村内山字あらくら与申処江入込候逆右躰之及狼籍候得共右字之内山与申者無御座勿論私共村方而已別段今更可引分唱無之既ニ延宝御裁許御絵図ニ茂沢山之外名前無御座縦為所御座候共三ヶ村同様与有之上者野口村ニ而稼処江ハ何れ成共可入会筈殊ニ中坪村者山内不残入会稼候義ニ御座候ハ旁可差障様無之畢竟去丑年御料所之分入会ノ持山ノ山役永被仰付候処一向無沙汰ニ付私共ノ上納可仕旨及催促候得者割合等出来不致杯と申延置於而隣村共取立納候処私共而已不納ニ而者不遂ニ茂相成又者悪工ニ御座候哉難斗ニ付後不請取候ハ其段御役所江御訴申上直納可仕旨相改候様其儀野心ニ存哉又者役永私共ニ為納候ハハ地元ニも可相成杯心得違仕騒動仕出役永之義紛為納敷工ニ候哉不依存知俄ニ御裁許并元禄御請証文迄相破私共入方江差障候段乍恐不埒と奉存候右御絵図并御請証文者野口村取持仕候間御吟味之上右被仰付往古ノ之通沢山内江不残三ヶ村同様ニ無差別入会之儀不差障候様ニ奉願上候御事

右之通少茂相違不申上候野口村中坪下手良三ヶ村之義者田畑耆枚每人交相互ニ地所江入会既ニ三ヶ村惣名手良郷与唱沢山者私共三ヶ村地面ニ而引廻シ何れ茂地元同前之義ニ付外稼秣場持限逆茂無御座右山内村始ノ無差別同様与相成候処今更山内少成共被妨候而者御田地亡所者不及申ニ山中ニ候得者是迄之山稼無御座候而ハ難相立畢竟至而困窮少村与見掠両村馴合大切成御公儀様方ノ被仰付候迄相破旁難儀至極仕候尤於在所ニ飯嶋御役所ノ御通達有之先方御役所江慈悲相願彼是仕候得共相手方我儘申券不相濟候ニ付無是非御訴訟申上候御慈悲を以書面之もの共被為召出理不尽打擲甚痛メシ段其外御吟味之上往古ノ被申兩度御裁許茂被成下候上者前書境内沢山一躰ニ三ヶ村同様ニ入会稼仕勿論被仰付入会山役永私共ノも上納仕右奪取候鞍鎌相返シ候而有躰之無唱不差障大胆成狼籍不仕候様ニ被為仰付被下置候ハハ難有奉存候猶又御願之上乍恐口上ニ而奉申上候以上

信州伊那郡下手良村

名主 佐右衛門代

庄兵衛

組頭

幸 七

百姓代

源太郎

宝暦八年寅八月

御奉行所様

（勘定奉行 裏判）

如斯目安差上候間双方致誓詞論所に立会場所無相違様巻枚絵図仕返答書相添来月廿七日内寄会江罷出

可対決若於不參者可為曲事但双方并絵師誓詞案文書下手良村名主佐右衛門代庄兵衛組頭幸七百姓代源太郎江相渡遣之者也

寅八月十二日

下野 御印

乍恐返答書を以奉申上候³⁾

一、千村平右衛門御預り所信州伊那郡野口村中坪村之者共奉申上候布施弥市郎様御代官所同国同郡下手良村之者共私共両村の入会秣稼山江相障り及浪籍候由御願申上御判頂載仕相附申候ニ付乍恐左ニ御答奉申上候御事

一、野口村地内沢山之儀延宝元丑年同国福嶋村野底村上牧村与野口中坪并下手良村茂加り及出入其節被下置候御裁許御絵図面ニ茂沢山境之儀東者よきとき山尾通北者牛落シ西者とびの尾通御墨引被成下候御絵図頂載仕罷存候依之沢山之儀ハ六ヶ村入会ニ仕候然共福嶋野底上牧三ヶ村之儀ハ留物等有之尤馬數茂相定申候且又下手良村之儀者元祿十四巳年及出訴其節下手良村者野口中坪同前与被為仰付候ニ付右沢山之儀者三ヶ村同前仕候然此度下手良村之者共惣名沢山ニ而右境者南下手良村地先ハ幡境内引廻東つる弥引結夫瀧ヶ沢流引下之右境之内下手良中坪地之野口村共ニ無差別元来一村同前ニ付相互ニ地面江入会秣薪諸色右山内ニ而取来候由申上候得共偽ニ御座候尤瀧ヶ沢与申名前無御座候沢山境御墨引之外者不残両村持切之内山ニ而銘々持主茂御座候而下手良村の入会候場所ニ者無御座候然ル所下手良村之者共惣名沢山与訴状ニ相認候儀者私共内山銘々百姓持山持林迄へ入込可申巧与奉存候御事

一、当六月廿六日之夜私共内山阿らくら山江下手良村之者共忍入草苜申候ニ付私共両村之者共罷出差留候処不存寄入会之場所与申立其上悪言申候ニ付荷鞆拾口鎌拾六枚取置申候兼而被取候覚悟ニ候哉拵鞍古鎌共ニ而御座候且又私共方鷹口山刀棒杯持出候与申上候得共大キ成偽ニ御座候何とも持參仕候者壹人茂無御座候勿論治左衛門伴右衛門茂左衛門三人ニ而下手良村音右衛門の申者打倒候由申上候得共是又偽ニ御座候其節御支配様方江御願申上御檢使請候得共恙ケケ所も無御座候既ニ御見分相濟候得者右音右衛門儀直ニ其夜下手良村江罷帰候御事

一、去丑年山役永被為仰付候ニ付下手良村の茂右山役永相納度旨野口村江及催促候由申上候へ共一向左様之儀ハ無御座偽ニ御座候右入会沢山分之山役永下手良村江及相談候得共彼是申埒明ケ不申此度之出入被申掛候ニ付此段御支配御役所江御訴申上内山分之山役永斗上納仕候御事

一、延宝年中御裁許御絵図ニ茂沢山之外名前無御座縦名前御座候共三ヶ村同様与有之上者野口村にて稼候所江者何れニ成共可入会管其上御裁許并元祿御請証文を相破下手良村入方江相障候段申上候得共此儀心得違与奉存候尤延宝御絵図面ニ沢山ニ者銘々名前附御座候其外内山之分者論外故名所附無御座野口山内中坪山内与有之右山内洞々ニ田畑有之御檢地帳ニ田畑名前附御座候且又沢山江者私共同様下手良村茂入会与申候場者何ニ而も私共御裁許并御請証文相破差障之儀無御座候御事

一、野口中坪下手良三ヶ村者田畑壹枚毎ニ入交リ相互ニ地所入会之由申上候得共偽ニ御座候尤野口中坪之儀ハ田畑山林共ニ入交リニ御座候故何事茂入会ニ仕来候得共下手良村之儀者村境相立地面入交リ候儀決而無御座依之延宝御裁許御絵図ニ茂野口中坪者同通ニ御座候得共下手良村之儀者免相分り候儀入交ニ無御座候証捩明白ニ御座候御事

右之通相違不申上候此度之論所之儀者野口中坪両村持切之内山ニ而外村の入会候儀無御座候下手良村之儀茂持切之内山大分御座候而不自成儀茂無御座候処私共持切之内山迄惣名沢山与申立三ヶ村入会之由偽申上其上理不尽打擲仕候与無跡形儀御願申上私共式ヶ村共ニ困窮を見掠大勢相手取難儀致し候段巧成致方与奉存候此儀私共方御願可申上与奉存候得共困窮之村方故難儀ニ奉存何卒国元御役所之吟味ニ而相濟シ申度奉存候処下手良村之者共私共江無沙汰ニ而御判頂載仕相附候ニ付驚入申候則此度被為仰付候立会絵図面ニ私共方かぶせ絵図仕奉差上候并先年御裁許御絵図御証文所持仕候間御慈悲を以御吟味被成下向後下手良村之者共御墨引之外両村内山江踏込ミ理不尽成儀不仕候様被為仰付被下置候ハハ難有奉存候以上

千村平右衛門御預り所

信州伊那郡野口村

名主 三五郎

㊦

宝曆八年寅十一月

組頭 次左衛門 ㊦
 百姓代 浅右衛門 ㊦
 同御預り所
 同国同郡中坪村
 名主病氣ニ付代
 弥右衛門 ㊦
 百姓代
 善左衛門 ㊦

御奉行所様

以上の2つの文書から、この山論発生の根本的な問題は、内山への入会権の存否にあることがわかる。

下寺村の主張を見れば、延宝の御墨引は「沢山之内新境相定候」として、「沢山」という山の範囲を御墨引の境界の内外に渡るものとしており、その境界の意味は、「里三ヶ村」(＝入方3カ村)の入会範囲を定めたものと解釈している。そして「沢山」へは、中坪村とともに地元の野口村と同様に入会って来たとしている。

これに対して野口村は、「沢山境御墨引之外者不残両村持切之内山ニ而銘々持主茂御座候而下手良村之者ノ入会候場所ニ者無御座候」と、沢山境界の外は、野口村と中坪村両村でのみ持っている2カ村の内山であると答えている。第2章で、「銘々持分」の山は刈敷を持主が刈った後の夏草以後は入会に成っていたことを見た。問題は、この入会に下手村が加わることが出来るか否かにあったと考えられる。

そこで、下寺村は、従来から入会って来たことをどのように証明しようとしているのかが問題となるが、3点ほど論点を出している。

第1の論点は、今までの山論裁許で、「山元」3カ村は「同前ニ」とされたとして、下寺村は、延宝の裁許と、元禄年間の裁許を引合いに出している。元禄14年(1701年)の山論は、野口村と中坪村の連名で評定所へ出した文書⁴⁾によれば、沢山内での、入会利用できる林野産物の制限に関したもので、「夏草」と「刈敷」との採取について争われている。

(表題、記名部分欠)

一、野口村中坪村下手良村此三ヶ村沢山入相之草木用水諸色至迄一統ニ沢山ニ而自由仕候由下手良村ノ申上段相違ニ御座候右沢山之儀者野口中坪両村地本ニ御座候入方下手良村之儀者古来ノ夏草一切取らせ不申候処ニ地元村と同様に諸色自由ニ仕候様ニ申上候儀偽ニ御座候下手良村刈敷式拾四駄取押迷惑之由申上候沢山ニ而刈敷かり申儀下手良村ニ不限地元村野口中坪村さへ五月之中迄ニ刈仕舞先規ノ中以後者一切刈茂為刈茂不仕候先年ノ相定ル日限之古例御座候処ニ当年新法ニ中迄ニ夏草刈通リ申ニ付押留メ申候并下手良村田植時分五月之中迄又者半夏迄茂植付申付其節迄刈敷かり申由申上候儀偽ニ御座候古来ノ刈敷中迄候而終ニ為刈不申候いづれの村ニ而も田植ノ十日程も前ニ刈仕舞植志ろ之田植漸々植付申候得者中迄半夏迄刈可候様無御座候処ニケ様之偽申上候御事 (以下略)

すなわち、下寺村が、沢山内での自由な利用を主張するに対し、野口村は、① 刈敷は定めた目を限って刈らせているが、② 夏草は一切刈らせていない旨を答えている。

この一件は、次のような取替証文を出して落着いている。

差上申一礼之事⁵⁾

野口沢山之儀御吟味之上野口村者地元中坪村下手良村者同前先証文旨趣を相守大小之竹木并夏草共ニ三ヶ村人相如先規向後刈可申旨被仰付奉畏候為後日双方取替証文以如件

元禄十四巳九月四日

信濃国伊那郡下手良村

御評定所

名主 四郎兵衛 ㊦

組頭 雲八郎 ㊦

百姓代 六之丞 ㊦

これは、「沢山」内での利用に関して、野口村の主張が退られており、事実上、下手良村の勝訴と考えられる。下寺村はこの点をとらえて、「三ヶ村同様与有之上者野口村ニ而稼処江ハ何れ成共可入会筈」とし、中坪村が地元の野口村と同様に入会しているのならば、下寺も入会可能だと主張している。ただし、「沢山」の範囲については何も触れていない。この点は、延宝の裁許絵図面の裏書も同じで「野口村中坪村下寺村ハ勿論」とあるが、「内山」との関係には言及していない。

第2の論点は、宝暦7年(1757年)の山永改めに関して、野口村が6カ村入会の分を上納しなかったことを下寺村は指摘し、自分達は、上納すべきものとして催促に行ったが、野口村が、「割合等出来不致」と言って引のばしを図り、「役永私共ニ為納候ハハ地元ニも可相成杯心得違」したとしている。これに対しては、野口村の答は、下寺村へ相談に行ったが、埒明かずで、今回の訴訟にまで来てしまったとしている。この山永上納前すでに、6カ村入会と内山との区別で争いがあり、野口村と中坪村は、6カ村入会以外の内山は、すべて、両村の所持する山であることを、山永の上納により、明確にしようとしたものと考えられる。下寺村は、こうした争いがあったことを内山人会を従来続けていた一つの証拠として提供しているのである。

第3の論点として、下寺村は、「田畑 壺枚每人交相互ニ 地所江入会既ニ三ヶ村惣名手良郷与唱沢山者共私三ヶ村地面ニ而引廻シ何れ茂地元同前之義ニ付外稼秣場持限逆茂無御座前同様与相成候」と言っている。所持する田畑が、互いの村の地所内に混ってあるのだから手良郷は一円のもので沢山への入会も同様だと主張しているのである。これに対して、野口村は、中坪村とは確かに「入交り」であるが、下手良村とは境が明確であると書いている。

このような下寺村からの内山人会の証拠立てに対し、野口村は、口上書⁷⁾の中で御墨引の外の内山は、持分化していることを書くとともに、下持村が入会していないことを証拠立てるべく、次のように記している。

- 一、野口村内山之儀下手良村入会秣稼山無御座証拠には面々持山ニ而野口村中坪村両村支配之内山ニ御座候故福嶋村野底村上牧村右三ヶ村江敷金加地子ニ相渡置申候場所数多御座候得共下手良村入会秣稼山ニ御座候者可相障所ニ一向相構不申候
 - 一、延宝五巳年野口村ニ而内山地先新林立候之處中坪方差留メ候得共内証ニ而相済不申飯田御役所江双方罷出御吟味之上ニ而伴ぶし候様被仰付候
 - 一、宝暦四戊年中坪村ニ而龍之沢二三ヶ所立出申候得者野口村方断相立候得共内証ニ而相済不申候而飯田御役所江御願申上候所双方被召出御吟味之上相伴ぶし候様被仰付候
- 右二ヶ条共争論ニ罷成候得共下手良村之者共入会秣稼山ニ無御座候証拠ニ者一向野口村中坪村江茂差加リ不申下手良村之者共茂入会秣稼山ニ御座候者相談等茂可仕処差構不申候者野口村内山人会秣稼山ニ無之証拠ニ御座候

ここでは、野口村と中坪村の内山が、入会でない証拠として、里方へ質地に出している所があること、また、中坪と野口との間で争われた内山での「新林立候之」争論に際しても下寺は登場していないことをあげて、内山がいかに持分化しているかを強調している。

この訴訟は、宝暦10年(1760年)に入りようやく奉行所の判断が下される。3カ村が出した裁許の請書⁸⁾によれば、下寺村の主張はすべて退けられ、野口村の勝訴に終わっている。この時の奉行所の判断を見ると、延宝の御墨引と内山との関係については「御裏書ニ野口村地内沢山与有之御

墨引外者野口山内中坪山内与有之上ハ惣名沢山と申儀下手良村申分難相立」としている。また、内山への入会については、中坪村が入会しているからと言ってそれが、ただちに、下寺村の入会証拠にはならないとしている。そして、「延宝五巳年出入之節も中坪村一同野口村を相手取及出入出訴候儀ニも無之殊ニ野口中坪両者百姓持主有之段無相違入会候儀無証拠候上者下寺村申分難相立候」と、野口村の口上書の論点を採用したかたちとなっている。

こうした結末に対して、下寺村は、少なくとも野口中坪地内にある下寺の田地の分だけでも採草を許されたい旨、再度訴訟に及んでいる。この時、奉行所は、「人作分ハ村並ミ養為取申候様⁹⁾にとの判断を示している。野口村は、それならば、「野口を売り置申候田地不残請戻シ可申ニ御願申上候¹⁰⁾」として、結局、これが認められ、野口村の下寺村からの人作分はすべて買い戻される結果に終わっている。

11)
為取替申済口証文

一、信州下手良村惣代庄兵衛申上候去辰奉請御裁許候儀者相守御願等無御座候処野口中坪両村田地下手良村を作出取仕候間田地養之義ハ両村並苅取度旨下手良村を奉願双方被召出及御吟味候処江戸宿意見加野口中坪が質流地之分当十二月十五日迄右質地金半分通差出残半分翌午二月中迄ニ不残請戻候筈当年養者如何様仕候而も田地不荒様可仕請戻返之相違為無之右日限金子出来不致請残御座候ハハ御墨引内沢山口明候迄之内御墨引外野口中坪両村分付内山両村並に而右質地反高ニ直養為苅可申候間日限質地金調候ハハ地所無相違可相返御石調者前書相定違乱無之筈御座候御事

一、御墨引内沢山口之義毎年五月節中が十五日前山之口明候筈相定候事

右之通熟談得心之上相定一件内済仕候然上ハ右之義ニ付双方を重而御願等申上間敷候依之為後証済口証文為取替候処如件

宝暦十一巳年五月

(3ヶ村村役記名 以下略)

注 1) 荒倉山論に関しては、蟹沢家文書と大久保文書とを合せ34点余りあり、特に江戸評定における過程を詳しく書いた「野口村内山江下手良山論ニ取結候出入中日記」(蟹沢家文書)は、当時の裁判資料としても興味深い。これらは、別途、報告したい。

2) 大久保文書(6-21-7)

3) 大久保文書(4-21-4)

4) 蟹沢家文書。

5) 蟹沢家文書(大久保文書では6-13-2)

6) 拙稿、前掲、京大演報47号、p. 56.

7) 大久保文書(3-21-14)

8) 宝暦10年11月「差上申一札之事」蟹沢家文書(大久保文書では6-21-14)

9) 前掲注1)「出入中日記」(蟹沢家文書)

10) 同上。

11) 大久保文書(6-21-15)

第4章 穴ヶ沢山論

前章の山論文書の中にも明らかなように、野口村の持山は、「銘々持山」として持分化されており、里方の福嶋村、野底村および上牧村へ、質地あるいは永代譲り地として出している個所がある。本章では、野口村が、村外に譲渡された個人持山の請戻しを図ったことに端を発する穴ヶ沢山論をとりあげ、林野持分化の実態の一端をうかがってみたい。穴ヶ沢は前章で問題となった荒倉の中にある地所である。

文政13年(1830年)、福嶋村の半右衛門は、野口村の三五郎を相手取り千村代官所へ訴訟に及んだ。

乍恐以書付奉願上候¹⁾

松平丹波守御預り所
伊那郡福島村
訴訟人年寄
半右衛門 ㊤
差添人
嘉蔵 ㊤
当御預り所
同郡野口村
相手 三五郎

苜敷山出入

右訴訟人半右衛門乍恐奉申上候

- 一、丹波守御預り所大泉村太平治申者宝永中野口村七郎右衛門方穴ヶ沢と申苜敷山峯ヶ所永代ニ買請申候所其節私共祖先定七と申者太平治之娘女房ニ申請右苜敷山証文共相讓候所大切之御田地百貳拾年来余養来候故私共祖より代々讓山大切ニ致置候所去十二月廿九日野口村三五郎義右之苜敷山請戻シ度儀申来候段不得其意と存候故種々掛合仕候共一向不承知ニ御座候野口村之儀ハ沢山と申奥人有之其外内山等茂数々有之候得者苜敷ニ差支え儀者少茂無御座候私共儀ハ奥江入込候てハ苜敷ヲ初七品留物御座候右先祖より讓請候場所斗ニ而去丑年迄百貳拾年来御田地養ひ来候此拾ヶ年以前徒ニ野火ヲ被附候節も数度有之候節者訴訟茂不仕候得共左様外ニ田肥仕候所無御座候故誠ニ酢作ニ而夫食ハ不及申上御年貢之義茂弁細ニ相成候程之仕合ニ而難洪仕候去ル巳年野口村三五郎儀右之苜敷山請返シ度及沙汰ニ候故其之節茂度々掛合仕候得共一圓承知不仕候故其節も無抛支配之添状ヲ以乍恐当御役所様江奉願相手三五郎御糺有之御理解之上内済和熟仰付訴答共納得之上及内済候儀者偏ニ御威光難有仕合ニ奉存候又候不願恐ヲ茂右之山請戻シ度節甚不得其意と乍恐奉存候野口村之儀ハ別段奉申上候通苜敷苜取候場所数有之候得者差支者無御座候得共私共義ハ右ノ場所請被戻候而者御田地養ひ候苜敷山と申者一切無御座候左候得者百姓相続も難相成必亟と難洪仕候間段々三五郎方江も相歎候得共一圓聞人無御座候而右之山江差障杯と一向相分不申候間無抛今般支配添状ヲ以当御役所様江奉願上候奉掛御苦勞候段恐多候得共何率慈悲ヲ以三五郎始外加判之者共召出御糺にて是迄仕来通苜敷故障なく取来候様被仰付被下置候様偏奉願上候私共義ハ年内纔ニ五月中前四拾四五日ニ御座候其隙者右之場所ニ入込之義者無御座候間此段御慈悲ヲ以幾重ニ茂奉願上候乍恐証文之写奉入御高纔候御存之儀と口上ヲ以奉申上候右之趣乍恐偏奉願上候

文政十三寅年三月

松平丹波守御預り所
同郡福島村
訴訟人年寄
半右衛門 ㊤
差添人
嘉蔵 ㊤

千村平右衛門様

飯田
御役所

乍恐以返答奉申上候²⁾

(前段略)

- 一、野口村七郎右衛門義宝永年中太平治と申者由緒在之七八年も世話ニ致置追々身元宣相成候間村内ニ而御百姓相続為致度七郎右衛門方ニ差置候内同人方困窮ニ相成候ニ付宝永年中穴ヶ沢と申苜敷山峯ヶ所代金九両ニ而永代ニ讓渡別宅為致候積リ之処大泉村ニ養子口有之右へ世話仕差遣申候然処右苜敷山相

讓候証文持参ニ而罷越遠方之義ニ付荊敷山荊取候義も不相成候間右山七郎右衛門方へ任置享保年中迄同人方ニ而荊敷荊取山年貢差遣御用地養來候処享保年中福嶋村定七と申者へ太平治之娘遣候節右荊敷山本証文相添定七方へ差遣候ニ付持主相替り伝四郎ニ相成申候然処年々之道造人足諸入用并山御年貢等村高割ヲ以右山之分も相弁難義仕候間村方一統御願申上去丑年迄數拾年來相弁候諸入用伝四郎ノ差出様奉願上候且又大泉村太平治ノ福嶋村定七方へ右荊敷山差遣候節先方ニ而取斗候義ニ付村方ニ而者何年頃ニ御座候哉不相分候間右年數御糺被下置候様奉願上候

一、去ル巳年右荊敷山請戻度掛合之処伝四郎義當御役所へ奉願私へ御召状頂載仕帰村之上村方江相達種々掛合御座候ニ付村内四郎左衛門忠藏立入添証文之趣ニ内濟仕候其節証文面七郎右衛門替り私名前差出候義ハ七郎右衛門跡式式三拾ケ年余も無之私同家之義ニ付無拋山主相成申候然処右添証文ニ御座候通脇々へ遣候節ハ私共方へ掛合呉候得共其節者村方ニ而引請度堅く引合置候処壳渡四五ケ年も同人方ニ而荊敷荊取申候又候右ノ請戻候哉同村儀平と申者方へ壳渡去丑年山入仕候得共一切私共方へ沙汰無之ニ付去丑十二月廿九日私方ノ又々請戻之義申出候義ニ御座候右ハ前文ニ奉申上候通り假令質地又ハ預ケ等相成候共脇々へ遣候節者沙汰有之筈ニ引合仕候処右様無沙汰ニ而勝手儘ニ自由仕候ニ付当三月十日村内忠藏四郎左衛門右山讓請候善助儀平方へ為掛合罷越相尋候処兩人共ニ質地ニ受取山仕候段申之候得共決して左様ニ而者無之近村之義故壳渡候始末等も追々承り義ニ付其節之証文一覽致度段申候得共一切見せ不申候訳者口上と相違仕候故之義と奉存候且又質地ニ差遣候通も引合通り挨拶可有之処勝手次第之取斗ニ付不得其意義ニ御座候故請戻之義段々掛合候義ニ御座候

一、私共村方ハ沢山奥入有之其外内山も御座候ニ付荊敷ニ差支ハ無之様申上候得共沢山之義ハ村方斗ニ而ハ無御座中坪村下寺村都合三ヶ村入込荊敷荊取候場所荊敷之時節者銘々夜中ノ罷出三ヶ村一同荊取候義ニ付女子供老人等有之候者共ハ罷越出精荊取候義も不相成御田地養ニ難渋仕候且又内山等も御座候得共是ハ銘々持分ニ而村方一統入込候義ハ不相成持山無之者共ハ遠方迄罷越荊取候義ニ付甚難義仕候間半右衛門申上候とハ相異仕候殊ニ近年ハ村方内山持主共困窮仕他へ質地等ニ差遣候者共も有之一統荊敷ニ差支申候

(中略)

一、右荊敷山無故障是迄通荊取候様被仰付被下置候様申上候得共前ヶ条ニ奉申上通り數拾年來山御年貢并諸人足道橋破損等入用是迄不差出村方ニ而相弁來候間右荊敷山請戻之儀偏ニ奉願上候此上是迄通りニ相成候義ニ候ハ享保年中ノ去丑年迄之諸掛物不殘差出し當寅年ノ以後年々村方割合通り諸入用急度差出候奉願上候尤諸掛り物高之義ハ以別紙申入御覽候様可仕候右之義も不承知ニ申上候ハハ無拋義ニ付請戻之義何方迄罷出候而も奉願上度候左も無之候而者永々村方衰微之基ニ相成候間以御憐愍右兩様之内御聞濟被下置候様偏ニ奉願上候余ハ御尋之節口上ヲ以可奉申上候以上

野口村七郎右衛門跡式

無之ニ付當時

文政十三寅年三月
飯田御役所

山主 三五郎
証人 忠藏

右之通返答書奉差上候ニ付奥印仕候以上

差渡人名主

正藏

まず最初に、この穴ヶ沢という刈敷山の転々とした移動についてみてみたい。文書中に出て来る最初の移動は宝永4年(1707年)であるが、この時は、年貢払いに困った七郎右衛門が、太平治へ代金9両をもって永代渡しにしている。

永代壳渡申荊敷山之事³⁾

一、我等名伝阿なの沢と申か里しき山境之儀ハうばがいとこ江通つる祢切西ハ三五郎殿山之境迄北者大つる祢切永代ニ相渡代金として九兩只今儘ニ請取去戌御未進ニ差上申所実正也然上ハ此山ニ付親類地

類不及申脇々より少茂構無御座候たと江何様御法度御座候共請人罷出急度埒明可申候為後日永代手形如件

宝永四年亥三月廿七日

北殿村
太平治殿

野口村売主
七郎右衛門 ㊤
同村請人
三五郎 ㊤
右同断
佐治兵衛 ㊤

この譲り渡しは、野口村三五郎の説明によれば、“縁故”の要素があるとしている。すなわち、太平治は、7～8年の間、七郎右衛門の世話になっていたが、七郎右衛門の生活が苦しくなったので、身元を良いと見たこの太平治に刈敷山を売渡し、野口村で分家させるつもりであったと言っている。しかし、太平治はは大泉村に養子に行くことになり、大泉村から穴ヶ沢まであまりに遠いため（大泉村は、天竜川をはさんで手良とは反対の西天竜）、刈敷山の実際の利用は七郎右衛門に任せたとしている。この“任せる”ということは、「刈敷刈取山年貢差遣御田地養来候」とあるように、七郎右衛門が刈敷を利用し、山年貢を支払うことであって、売渡証文の反故ではない。この状態で享保年中まで来るが、享保年中に、太平治の娘が福嶋村の定七（訴訟人半右衛門の先祖）へ嫁ぎ、その山は定七へ譲られている。その後、享保年中より福嶋村の伝四郎に譲けられたが、この時、野口村から請戻したいとの話を伝四郎にしており、それに対し、伝四郎は、千村代官所へ訴えに出て、その結果、次のような添証文がつくられている。

添証文之事⁴⁾

- 一、我等持分字荒倉穴ヶ沢と申所刈敷山卷ヶ所室永年中大泉村太平治殿方江永代譲渡申所享保年中其元ニ而御取持被成候所此度段々掛合之上金式両式分髓ニ請取御未進ニ差上申所実正也然上ハ此後其元子々孫々ニ至迄本証文之通御取持可被成候万ニ一其元子孫ニおいて脇々江御譲被成候節ハ我等子孫方江御掛合被下之御約束御座候右此山ニ付親類ハ不及申脇々少茂構無御座候若六ヶ敷出来仕候者加判人何方迄も罷出急度埒明可申候為後証文一札仍始件

文政四巳年三月

右ハ七郎右衛門山主ニ御座候得共
此度御相談之上三五郎山主ニ仕候

福嶋村
伝四郎殿

野口村
山主
名主 三五郎 ㊤
相地添人
元山主 七郎右衛門 ㊤
請人 四郎左衛門 ㊤
同断
組頭 忠 蔵 ㊤

この証文が作られた背景をみるならば、返答書中地元野口村は、「年々之道造人足 諸人用并山御年貢等村高割ヲ以右山之分も相弁難儀仕候間村方一統御願申上去丑年迄数拾年来相弁候諸人用伝四郎方差出様奉願上候」とあり、添証文の2両2分も同様の理由で支払われたものと考えられる。また、添証文中に「万一其元子孫において脇々江御譲被成候節ハ我等子孫方江御掛合可被下之御約束御座候」とあるのも、「諸人用」調達と関係している。とにかく、文政4年（1821年）の時

は請戻しに成功していない。その後、この穴ヶ沢は、福嶋村の善助に移り、さらに同村の儀平の手に入り、三五郎はこれを添証文に反するものとして、再度、請戻しを両名に掛合っている。善助や儀平はたんに「質地」として借りているだけだと言うが、三五郎は「売渡」ではないかと主張し、またたとえ、「質地」であっても、移動の際には、一言の掛合があるべきだとしている。

返答書の末尾にもあるように、文政13年の訴訟は、野口村の三五郎が、刈敷山の諸入用を年々野口村が割合う通り支払うか、請戻しにするかのどちらかを強く掛合ったことが原因となっている。

この訴訟は内済で終わっている。内済証文では、定七の子孫である半右衛門が、その後穴ヶ沢を利用して来たことになっており、内済の主な内容は次のとおりである。

- 一、刈敷山之義半右衛門存命之内ハ勿論死去致候而跡式三ヶ年迄ハ是迄之通り出入可致事
- 一、半右衛門死去後三ヶ年過候ハハ文政四己年差遣候添証文之金子貳両貳分ハ此度済方之趣意ニ付不差出宝永年中大泉村太平治方江遣候本証文之通本金九両返済致候上者野口村七郎右衛門跡式引請ニ付正蔵方江相返し可申筈ニ取極候事
- 一、半右衛門ノ他之者一切山人仕間敷筈ニ取極候事

この内済に至る事情が不明であり、どのようにして、文政4年の2両2分を「済方」にしたのかわからないが、この内済をもって、「野口村半右衛門方へ遣置候宝永文政両度之証文ハ反故ニ御座候」としている。

以上のように、穴ヶ沢の場合、その持主は、七郎右衛門(野口村)^①→太平治(大泉村)^②→定七(福嶋村)^③→伝四郎(同村)^④→善助(同村)^⑤→儀平(同村)と変化し、この持主というのは、多くの場合、現実に刈敷山を利用している者であったが、①の場合、前述のように、実際の使用収益を行っていたのは七郎右衛門であった。また、④と⑤については、どのような内容での譲り渡しがなされているかは明確でない。推測をなさむならば、③、④、⑤という移動からみて、福嶋村では、この穴ヶ沢を永代に売渡されたものとして、当然、里方の内にとどめおこうとしたのではないかと考えられる。一方、野口村は、七郎右衛門の跡式を三五郎→正蔵と名主役が引き継いでいるが、いづれも、請戻しを試みており、文政4年の際には、返答書にあるように、もしも「脇々へ遣候節ハ…村方ニ而引請度堅く引合置候処」云々と、野口村の内にて持分化したい旨を表わしているとともに、穴ヶ沢は元来「我等持分」という意識が強く働いているようにも思われる。この点は、地続きの他の刈敷山の毎年の維持管理の問題をも含めて、「地元」としての立場を示している。事実、この当時、野口村の正蔵が金子を出し、里方へ質流れした刈敷山を元の持主に請戻しさせ、正蔵持分にしたことを示す文書が残っている。

質流永譲証文之事⁶⁾

阿ら倉朝日当り

- 一、刈敷山 境の儀者東ハ横手境西ハミ称切北ハ川辺南西方ハ尾根通り見通し

なし久保

- 戈ノ神久保 境之儀者東ハ尾根通り西ハ川筋南者
- 一、刈敷山 勘右衛門山境尾根ヲ見通し

細久保

- 一、刈敷山 境ノ義者東ハ尾根通り西ハ川筋貴殿山境北ハ野山境

あなが沢大ほら

- 一、刈敷山 境ノ儀者東ハ尾根ヲ野山境出迄西ハ源之丞刈敷山境ヲ通リ北ハ尾根通り南ハ川切

たらの沢

一、苜敷山 境ノ儀者下ハたらの角切上ハといくぼ境
み称切

龍之沢原山

一、苜敷山 境ノ儀者東ハ尾根切西ハ沢おたら山
境南ハ角方迄ニ御座候

右之通阿ら倉不残たらの沢龍の沢ニ而式ヶ所堺相改質流ニ讓渡為比戌金何拾兩樋ニ受取里方へ遣シ右之山
請戻し此度為増金拾貳兩貳文也何拾兩樋ニ受取申処実証也然ル上者此末々貴殿御自由ニ被成此方親類ハ
不及申脇々少も構無御座若六ヶ敷成出来致候ハハ請人何方迄も罷出急度埒明貴殿へ少も御苦勞相掛申間
敷為後日仍而如件

譲り人

三五郎

忠藏

四郎左衛門

文政十二年丑三月日

正藏殿

- 注 1) 大久保文書 (3-14-1)
2) 蟹沢家文書
3) 大久保文書 (3-14-1)
4) 大久保文書 (3-14-1)
5) 蟹沢家文書
6) 蟹沢家文書

おわりに

以上、資料提供としては不備な内容に終わったが、刈敷と秣草を中心とした手良郷の林野利用の実態の一端は明らかにし得たと考えている。林野の「所持」の性格についての考察は、今しばらく資料を重ねてから行ないたい。

末尾ながら、心良く資料を提供していただいた上伊那郷土館ならびに、荒井糸枝、蟹沢寿子、登内利子、三沢久男の諸氏に感謝したい。また、信州大学森林経理学研究室の高橋祐吉氏には資料収集にあたって多大な御援助をいただいた。

なお、京都大学文学部国史学研究室の今谷明氏ならびに農学部農林経済学大学院蟹井潔氏には資料の読み方をはじめとして多大の教示を得たことを記して感謝の意を表したい。

Résumé

1. Though the Tera villages are included to the famous forestry region Ina (Nagano Prefecture), their inhabitants used the forest lands generally as the grass cutting area. In Tokugawa era they were governed directly by Shogunate.

2. Concerning to the forest lands around the Tera villages, we can find two types of ownership. Some lands were commonly owned and used (so-called Iriai) by six communities, three of which belonged to the Tera villages, and the rest elsewhere. Other lands named Uchiyama were privately possessed, but the proprietorship was not exclusive, for the village inhabitants could cut the grass based on their right of common only after summer.

3. According to the analysis of the ancient documents, I have introduced an event, where two communities tried to exclude the common use of another community. From the documents we can see that the right of common upon Uchiyama was in fact authorized

by the governer.

4. I have noted another event, where a community wanted to restore the privately possessed parcels, which had been once sold over from the village inhabitants to an absentee landowner, and appealed to the court. It means that the ownership of the forest land was not absolute, and sometimes might be controlled by the community.